

こども医療費補助制度を拡充します

来年1月診療分から、中学生の通院が同制度の対象となります。対象者には、12月下旬に新しい受給者証を送付します。現在、受給者証を持っていない中学生の保護者は、申請手続きが必要です。
国保険年金課(☎504-2158、☎504-2135)

来年1月 診療分から

●通院の補助対象を
「小学校6年生まで」から
「中学校3年生まで」に拡大



こどもの医療費の 負担が減ります

中学校3年生までのこどもが医療機関を受診する際、一部負担金のみの負担で診療が受けられます(自己負担金相当額から一部負担金の額を控除した額を補助)。

市内に在住で、健康保険に加入している中学校3年生までのこども ※保護者の所得制限あり。生活保護、重度心身障害者医療費補助やひとり親家庭等医療費補助の対象者は除く
所得制限額など詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 3041



補助方法

市が交付する「こども医療費受給者証」と健康保険証を、県内の医療機関の窓口で提示 ※県外での受診や受給者証申請前に受診した場合などは、後日払い戻しがあります

受給者証交付手続き

区福祉課出張所で
こどもの名前が書かれた健康保険証 ※広島市に転入した人は、個人番号が分かるもの*が必要です
*「マイナンバーカード」か「個人番号が入った住民票と本人確認書類(運転免許証やパスポート)」など

高齢者の在宅生活を支援します

市は、1人暮らしなどの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、さまざまな事業を行っています。
国高齢福祉課(☎504-2145、☎504-2136)

在宅生活継続支援事業

在宅介護指導員が、電話や自宅を訪問するなどして、介護に関する指導・助言などを行い、在宅生活を続けられるように支援します。

市内に在住で、在宅で生活する高齢者などの世話をする家族 など

次のような指導・助言を受けられます

- 体位変換、入浴介助、排泄介助
- 口腔の管理、栄養の偏り改善
- 介護用品の使い方 など

詳しい支援内容については、下記施設へお問い合わせを

区	施設名・問い合わせ先
中	悠悠タウン江波 ☎296-4880、☎296-4818
東	ふくだの里 ☎899-5088、☎899-5285
南	ひうな荘 ☎256-1001、☎256-1008
西	三滝苑 ☎237-8811、☎237-8813
安佐南	IGLナーシングホームシャレー ☎0120-658-529、☎830-3380
安佐北	なごみの郷 ☎841-1335、☎841-1336
安芸	くにくさ苑 ☎856-0222、☎856-0115
佐伯	鈴が峰 ☎943-8888、☎943-7788

自動消火器、卓上電磁調理器の給付

介護保険の要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助などの受給資格がある次の人

自動消火器：寝たきりか1人暮らし
電磁調理器：出火への配慮が必要な、1人暮らしか高齢者のみの世帯

自己負担額

生計中心者の課税状況など	自動消火器	卓上電磁調理器
生活保護など、市民税非課税	円0	円0
市民税所得割額が年額8千円以下	1万6300 (1万6300)	
市民税所得割額が年額8千円超2万円以下	2万8400 (2万8400)	
市民税所得割額が年額2万円超5万円以下	4万2800 (4万2800)	1万1000
市民税所得割額が年額5万円超9万円以下	4万4000 (5万2400)	
市民税所得割額が年額9万円超	4万4000 (5万3900)	

()内は、耐用年数の経過により再給付を受ける場合

この他にも、「あんしん電話」の設置、配食サービスなどがあります。
詳しくは市ホームページか高齢福祉課(☎、☎上記)へお問い合わせを

市HP 在宅福祉サービス



消費生活サポーターになりませんか

市は、消費者トラブルを防ぐことを目的に、消費者と消費生活センターをつなぐ消費生活サポーターを養成しています。
国消費生活センター(☎225-3329、☎221-6282)

安全な消費生活を送るために

近年、デジタル化の進展により、インターネット通販の定期購入など、消費者トラブルのリスクが多様化しています。トラブルを未然に防ぐために、地域で活動しているのが消費生活サポーターです。

主な活動は見守り、つなぐこと

同サポーターの主な活動は、高齢者などに定期的に声を掛けるなどして見守り、異変に気付いたときや消費者トラブルに巻き込まれていることが分かったときに、同センターなどの専門機関につなげる。また、消費生活に関する情報を、家族や友人、地域の人などに広め注意喚起を行うこともあります。

消費生活に関する情報をいち早く入手できる

消費生活サポーターになると、以下のようなメリットがあります。

- ◆最新情報が定期的に届く
市で発生している消費者トラブル事例などの注意喚起情報を月に1回、メールなどで受け取ることができます。
- ◆講座や研修会に参加し、知識を深めることができる

啓発活動にご利用ください

- チラシやパンフレットを提供します
- 地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する際の講師を派遣します

レポート

住みやすい社会にするために



こいとしひろ
小迫敏彦さん(69)

左写真)は、以前親族が消費者トラブルに巻き込まれた経験があり、それを機に養成講座(下記)を受講。4年前から同サポーターとして活動しています。

民生委員や子ども会の役員としても活動している小迫さん。委員の集まりなどで消費生活に関するパンフレットを配布したり、地域住民や団体内での声掛けなども行ったりしてい

ます(下写真)。「同サポーターになると、消費者トラブルの最新情報を知ることができます。いち早く入手した情報を共有することで、自分だけでなく、地域の人たちのトラブルを防ぐことも可能になる。消費者トラブルのない地域にするために、地道に活動していきます」と話します。



オンラインで養成講座を受講して、あなたも消費生活サポーターに!

YouTubeで限定公開している30分程度の動画を視聴

アンケートに回答

登録申込書を提出して完了

市ホームページか所定の申込書で。申込書は市ホームページか同センターで

市HP ページ番号 353960



ひろしま そだち kitchen

なすのツナマヨ焼き

vol.40

Point
なすの皮に含まれるポリフェノール成分の"ナスニン"は、活性酸素を抑える働きがあるといわれています



材料2人分

なす	1本(長なすの場合1/2本)
ツナ缶	1缶(70g)
卵黄	1個
マヨネーズ	小さじ2
サラダ油	適量
粗びきしょう	少々

(レシピ提供：安佐北区食生活改善推進員)

- 1 なすを1cm幅にスライスして水にさらし、キッチンペーパーで水気を取る
- 2 ①をまぜ合わせ(ツナ缶は適度に油を切る)、なすの片面に塗る
- 3 薄くサラダ油を塗ったアルミホイルに2のなすを並べ、オーブンでこんがり色づくまで焼く(180度で10分程度)
- 4 粗びきしょうをかけて完成

市HP ページ番号 4872



毎月第3日曜日は「ひろしま地産地消の日」(ひろしま産day)

